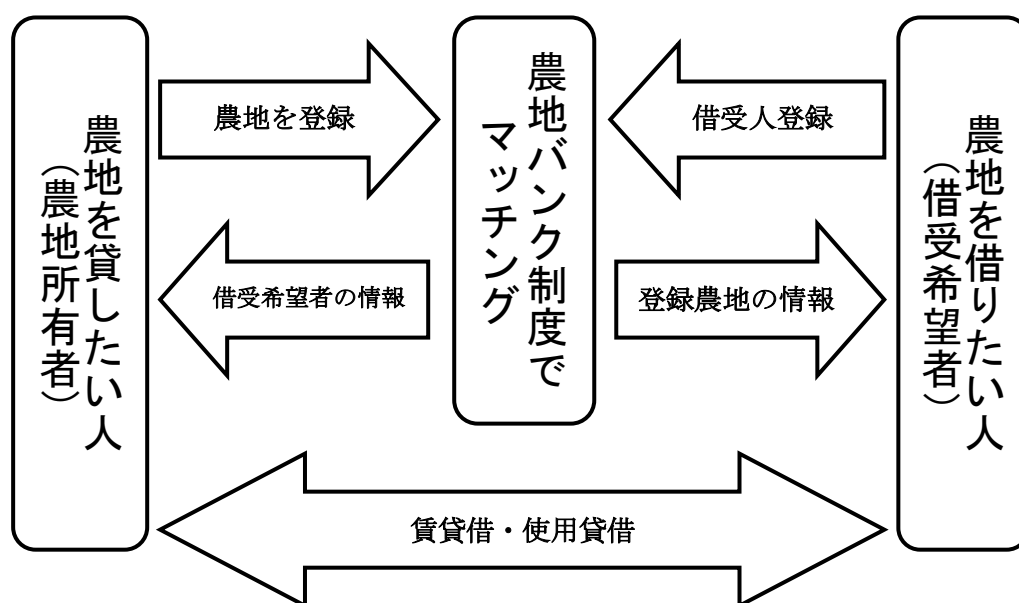


農地バンク制度

～農地を貸したい人・借りたい人を登録マッチングします～

高齢化や後継者不足などにより、全国的に遊休農地は増加の一途をたどっており、都内随一の農業生産高を誇る八王子市も例外ではなく、その解消は喫緊の課題となっています。一方で、農地を借りて経営規模を拡大したい、新規に農業を始めたい、という方がいるにも関わらず、農地の貸借が進んでいない現状があります。

市内の市街化調整区域内農地、生産緑地で貸付けを希望する遊休農地などの情報を集約するとともに、借り手として登録した方に情報を提供し、農地の貸借を促進する事業「農地バンク制度」を実施します。



※市街化調整区域の農地の貸貸借または使用貸借については、市が策定する農用地利用集積計画による利用権設定により行います。

※生産緑地の貸貸借または使用貸借は、借受人が作成した事業計画書について市の認定が必要になります。

●農地バンク制度のながれは

- (1) 自ら耕作できなくなり、他人に貸したいと考える農地について、農地バンクに登録します。
- (2) 農地を借りて経営規模を拡大したい農業者や、新たに就農したいと考える方を、一定の要件のもとで、農地バンクに借受希望者として登録します。
- (3) 農地バンクに登録した借受希望者に対し、登録した農地の情報を提供し、期間を定めて、借受希望を募ります。
- (4) 借受希望者からの申込みにより、農地所有者に、借受希望者を紹介します。
- (5) 農地所有者と借受希望者との間で、具体的な貸借条件などを協議します。
- (6) 市街化調整区域内の農地は市が農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の利用権設定を行い、農地の貸借関係が成立します。
- (7) 生産緑地は都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき、借受人が作成した事業計画について市が認定した後、農地所有者と賃貸借または使用貸借契約を結びます。

●貸し手が登録できる農地

市内の市街化調整区域内の農地または生産緑地で登記地目が「田」または「畑」の農地。

※ 以下の農地は登録できません。

- (1) 所有者以外の第三者が利用する権利を有する農地。
- (2) 共有者がいる場合において、登録することについての同意を得ていない農地。
- (3) 抵当権等が設定され（相続税の納税猶予によるものを除く）、または権利の設定、移転についての仮登記がなされている農地。
- (4) その他、市長が登録することについて不適切と認める農地（山林化しているなど）。

●借り手として登録できる方

借受希望者として登録できるのは以下の方でいずれかの要件を満たす必要があります。

- (1) 認定農業者及び認定新規就農者（市内・市外を問いません。）
- (2) 新規就農者
東京都内で就農を希望する方であって、就農から5年後の農業所得の目標額が300万円以上で、年間150日以上農業に従事できる方。（新規就農希望者経営計画支援会議で経営計画の助言を受けた方に限ります。）
- (3) 農地所有適格法人・一般法人
営利を目的として農業経営を行う法人（または教育・医療・社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人で、その法人の事業の目的を達成するために農地を利用しようとするもの）

※ あくまで、農業経営を行いたいという方が対象です。農業経営以外の目的（家庭菜園や趣味としての野菜づくりなど）の場合は、対象となりません。

●登録を希望される方は、まずはご相談を

「農地バンク制度」に関する相談は、お電話または農林課窓口まで。

〒192-8501
八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市産業振興部農林課
直通電話：620-7250